

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 五 五
 - 土地改良法により換地処分をした件 五 五
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件六件 五 五
 - 道路の区域を変更する件 五 五
 - 都市計画を変更した件二件 五 五
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 六 七
 - 都市計画事業の認可の告示があった件二件 七 七
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件 七 七
 - 落札者を決定した件 七 七
- 正 誤**
- 令和三年一月二十二日付け定例第百六十八号中 七 七

告 示

福島県告示第百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下郷町土地改良区から令和三年一月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年二月四日認可した。

令和三年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和三年一月二十九日経沢地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

令和三年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農地管理課）

福島県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
久家喜代三
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和三年福島県告示第二十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
水野友之
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

- と。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第四十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
根元慶蔵
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第四十九号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

小浜弘之

- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第五十三号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
塚田多三郎 森越蔵 塚田勇吉
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第五十五号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を二本松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
小林 紀

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第二十四号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から	A	一三・〇〇 四一・〇〇	二〇七・九
	同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで	B	一七・〇〇 四一・〇〇	一三六・〇
同 市常磐湯本町八 仙無番地先から	同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで	C	九・六〇 六四・五〇	二七五・〇
	同 市常磐湯本町八 仙無番地先まで			

変更後	B	一七・〇〇 三七・〇〇	二二六・〇
いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から			
同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで	C	一五・七〇 二九・五〇	二七二・〇
いわき市常磐湯本町台 ノ山四三番一地先から			
同 市常磐湯本町八 仙無番地先まで			

（道路計画課）

福島県告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
西白河郡矢吹町のうち、本町、北浦、新町、花咲、大町、中町、館沢、滝八幡、北町及び八幡町の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域
岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南の一部の区域
- 三 新たに都市計画に車線の数を定めた道路名
三・三・三〇三号国道四号線
- 四 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 五 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課
（都市計画課）

（都市計画課）

福島県告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
令和三年二月十二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
岩瀬郡鏡石町のうち、久来石南、久来石及び笠石の各一部の区域

公
告

二 縦覧に供する図書
三 縦覧に供する図書
縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第30号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和3年4月1日に登録を受けていることが事実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は令和3年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

- ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成30年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年3月5日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月5日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和3年2月12日（金）から同年3月5日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年2月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙100枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年2月25日（木）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時 令和3年3月24日（水）午前9時30分
(2) 場所 福島県本庁舎4階401会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月23日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 7 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和3年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。
(4) 落札者の決定方法 入札説明書による。
(5) 契約書作成の要否 要
(6) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(7) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning Service at prefectural buildings including the Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set

- (2) Time-limit of tender (by hand): 9:30 a.m., 24 March 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 23 March 2021
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives&Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
令和三年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	会津都市計画道路事業一・四・一号会津縦貫北道路
施行者の名称	福島県
事務所の所在地	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所
事業地の所在	収用の部分 会津若松市高野町大字柳川字下高野、大字上高野字村西、大字木流字橋本及び大字中沼字鶴沼、高野町鶴沼、高野町下高野、町北町中地、神指町榎木壇、神指町高瀬新田及び神指町高瀬、神指町大字高瀬字大道東、字滑田及び字高瀬並びに大字北四合字東川原地内 使用の部分 なし

(道路計画課高速道路室)

公告第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。
令和三年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	会津都市計画道路事業三・三・一一九号西部幹線
施行者の名称	福島県
事務所の所在地	会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松建設事務所
事業地の所在	収用の部分 会津若松市神指町大字高瀬字高瀬及び字滑田 地内 使用の部分 なし

(道路計画課高速道路室)

公告第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画高度利用地区の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、田村市から田村三春小野都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第36号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年2月12日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モバイルルーター 2,896台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年12月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号
- 5 落札金額
93,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年11月6日

（入札用度課）

○令和三年一月二十二日付け定例第百六十八号中

二二	ページ
上	段
後ろか ら一四	行
須賀川市経済環境部商工課	正
須賀川市産業部商工労政課	誤

正 誤